

東京都医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（医療分）について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助するものです。

東京都福祉保健局ホームページ（下記 URL）をご覧ください請求下さいますようお願いいたします。

<東京都福祉保健局ホームページ>

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/iryo/kansen/shienkin.html>

1. 対象・補助金額

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所が対象となります。

※保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

2. 補助上限額

薬局、訪問看護ステーション、助産所 70万円

3. 申請方法

申請書、事業実施計画書をご作成いただき、詳細は以下の申請マニュアルをご確認ください。

<東京都版 感染防止等支援事業医療機関等申請マニュアル>

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shienkin.files/m0901.pdf>

4. 申請期限

令和2年11月30日（必着）

5. 提出先

東京都国民健康保険団体連合会となり、申請方法は下記の方法があります。

- ①オンライン
- ②Web
- ③データ
- ④紙媒体の郵送)

それぞれ提出先が異なります。詳細は上記<東京都版 感染防止等支援事業医療機関等申請マニュアル>をご確認ください。

また、請求方法・入力方法等につきましては、<東京都版 感染防止等支援事業医療機関等申請マニュアル>の後半部分にコールセンター、ヘルプデスクの連絡先の記載があります。

<医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業> Q & A も併せてご覧ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/shienkin.files/qa9.pdf>

【参 考】 薬局の感染防止対策等に要する費用（例）

1. 感染対策に要する費用（令和2年4月以降1年分として、定期的な買替えも想定する）

除菌ハンドソープ
ペーパータオル マスク（薬局従事者等用）
消毒剤（薬局消毒用）
手指消毒剤（患者用）
フェイスシールド
アイガード（眼鏡）
手袋 在宅業務における個人防護具
消毒剤ディスペンサー
受付・投薬台等のアクリルパーティション・ビニールカーテン
白衣クリーニング
エアコンクリーニング
薬局清掃（業者への委託費用）
薬局掲示 デジタルサイネージ（初期導入費、ランニングコスト）、ホワイトボード、
ブラック ボード等
非接触体温計 等

2. 0410事務連絡対応関係

オンライン服薬指導機器（初期導入費、ランニングコスト）
ブース設置
ノートパソコン
カメラ
携帯電話契約
地域医療連携システム（初期導入費、ランニングコスト）
代金決済（初期導入費、ランニングコスト、手数料） 等

3. その他、薬局の状況に応じたもの

空調設備 換気扇、サーキュレーター
HEPA フィルター付き空気清浄機、
パーティション
エアーカーテン
受付・投薬台 ガラス付き受付カウンター
投薬台間仕切りパーティション改築
専用投薬口 対話支援機器
動線 患者動線区別用パーティション、床シール
待合い 待合い椅子、アクリルパーティション
備品 抗菌キーボード、抗菌マウス
薬局外対応 薬局外電源設置 長机・パイプ椅子（受付用）、パイプ椅子（患者用）
日よけ、スポットクーラー 等